

書面取引の普及・定着化を推進へ

運送業界 トラック

運送条件を明確化し取引適正化へ

国土交通省は、トラック運送取引における書面取引の明確化を図るため、貨物自動車運送事業輸送安全規則(省令)や標準貨物自動車運送約款を改正し、「トラック運送業界における書面取引の普及・定着化を推進するガイドライン」を制定した(既報1月25日号)。4月1日から施行する。書面化により、運送条件の明確化を図ることによって適正取引を推進し、輸送の安全を阻害する行為を未然防止する狙いがある。これを受けてトラック運送業界では今後、書面取引の普及・定着に取り組みでいくことが求められている。

こうした安全阻害行為を未然防止するには、事前に運送条件を明確化することが重要なことから、それらを記載した書面取引を推進することにしたものだ。

荷主の「運送状」 発出を原則化

このため輸送安全規則を改正し、新たに「適正な取引の確保」に関する「努力」規定を設け、そのための方策として「書面化推進ガイドライン」を制定し、事業者の「運送引受書」発出をルール化した。

- #### 運送引受書の必要記載事項
- ① 運送委託者/受託者名、連絡先等
 - ② 委託日、受託日
 - ③ 運送日時(積込み開始日時・場所、取卸し終了日時・場所)
 - ④ 運送品の概要、車種・台数
 - ⑤ 運賃、燃料サーチャージ
 - ⑥ 付帯業務内容
 - ⑦ 有料道路利用料、付帯業務料その他
 - ⑧ 支払方法、支払期日

かねて業界でその取引慣行が問題視されている、付帯業務の内容について明確化するとともに、荷待ち時などにおける車両留置料の收受を明文化した。

「ガイドライン」で 記載事項や様式提示

書面化の仕方については、「ガイドライン」で具体的に提示。安全運行の確保の上で荷主など取引先と事業者の間で明確にしておくべき必要最小限の事項として、運送日時や運送品の概要など8項目を示した。具体的に表の通り。なお、個別に必要事項は追加記載する。

要領などとともに、標準的な様式や記入例なども示した。ただし、別途、基本契約や覚書、作業指示書、発注書などに必要最小限の事項が記載されている場合には、改めて書面化する必要はない。運賃・料金に関しては実額に代え、算定方式を示す書面を取ることも可能だ。こうした書面取引のルール化を受けて、全日本トラック協会では円滑かつ簡便に書面化できるようにするため、今後、基本契約や書面化のマニュアルを作成し、事業者に対するセミナーなどを開催する予定。東京都トラック協会でも全ト協と連携し、書面取引の普及・定着に取り組みでいく方針だ。

紙面あんない

全ト協、消費税転嫁の要請文作成
東ト協が輸送委員会を開催
東ト協三組織、合同新年会
国土省、省エネ対策補助を実施へ
全ト協、分散引越を呼びかける

7 7 5 4 3

古紙パルプ含有率80%再生紙を使用



東ト協「書面化」研修会

東京都トラック協会は、国土交通省の書面化推進に向けた省令改正などを受け、2月25日と3月3日の2回にわたり、「トラック運送業界における書面化の推進」に関する研修会を開催する。参加費は無料。時間は各回とも午後2時から3時30分まで、会場は東ト協会館7階大会議室。

2月25日・
3月3日開催

ガイドライン」を制定したことを受け、業界における書面取引の普及・定着を図るため、いち早く研修会を開催することにしたものだ。講師は、関東運輸局自動車交通部の齋藤隆貨物課長。書面化推進に向けた省令などの改正概要やガイドラインの内容、具体的な書面化の進め方、さらには書面取引の普及を推進する意義とその効果などについて説明してもらう予定。

東ト協では書面化を進めることにより、運送条件の適正化に向けて、1月22日付で輸送安全規則(省令)や標準運送約款を改正し、「書面化推進

ガイドライン」を制定したことを受け、業界における書面取引の普及・定着を図るため、いち早く研修会を開催することにしたものだ。講師は、関東運輸局自動車交通部の齋藤隆貨物課長。書面化推進に向けた省令などの改正概要やガイドラインの内容、具体的な書面化の進め方、さらには書面取引の普及を推進する意義とその効果などについて説明してもらう予定。

燃料高騰の転嫁調査

国土交通省は1月30日、第8回「トラック輸送適正取引推進パートナーシップ会議」を開催し、契約書面化など適正取引の推進をはじめ、軽油高騰対策の推進、消費税転嫁対策などに関して説明し、今後の対応について協議した。

冒頭、田端浩自動車局長があいさつし、取引適正化に取り組む方針を強調し、取引価格(運賃・

料金の適正化や消費税の適正な転嫁などについて協力を求めた。書面化に関しては、加賀至貨物課長が、輸送安全規則(省令)や標準運送約款の改正、「トラック運送業界における書面化推進ガイドライン」の制定などについて説明した。

また、同会議は行政や学識者、経済産業界、トラック業界、運輸関係労働組合の委員で構成。業界委員として、東京都トラック協会の浅井隆副会長が参画している。

第18回 事故防止大会

2月19日 午後1時10分から 会場：メルパルクホール

トラック業界における書面化の推進について

国土交通省においては、トラック事業における適正取引の推進及び安全運行の確保に向け荷主と協働の下、運行条件に係る重要事項について書面化を推進します。

これからのトラック事業者のルール

- ・運送業務、付帯業務、運賃、料金等についての重要事項を示す書面(運送引受書)を、運送行為前に、運送申込者にメールやFAXで送付してください。
- ・運送申込者に交付した書面は1年間保存してください。

安全と適正取引のために！

～これから～

- ① 運送引受書の記載事項を必ず確認してください。
- ② 運送引受書の記載事項が不明な場合は、必ずしも運送条件などが明確にされていない場合が少なくない。このため、現場で運送条件の変更や付帯業務の実施などを求められ、これらに起因して過労運転や過積載を余儀なくされる、と

東ト協「書面化」研修会

2月25日・3月3日開催

講師は、関東運輸局自動車交通部の齋藤隆貨物課長。

燃料高騰の転嫁調査

国土交通省は1月30日、第8回「トラック輸送適正取引推進パートナーシップ会議」を開催し、契約書面化など適正取引の推進をはじめ、軽油高騰対策の推進、消費税転嫁対策などに関して説明し、今後の対応について協議した。

第18回 事故防止大会

2月19日 午後1時10分から 会場：メルパルクホール

「書面化」の意義と効用

国土交通省はトラック運送取引の適正化に向けて、運送条件などを明確化する「書面化推進ガイドライン」を制定し、4月から施行する。当初の方針案では輸送安全規則(省令)を改正し、事業者が「運送引受書」を義務付けるものだったが、新たに「適正な取引の確保」に関する「努力」規定を設け、その具体的方策として「書面化推進ガイドライン」に基づき、書面化にどう反応するか、懸念される点を取り組んでいくべきだろう。

確かに、現状の取引実態からすれば、書面化をめぐってはさまざまな難しい問題がある。しばしば例に挙げられる、運送に前後する付帯業務、あるいは荷待ちの受託に際して明確にして

面化をルール化した。ただ、規定はどうあるべきか、契約上は明確にしたいが、契約上は明瞭にされないまま、事業者が対応している場合が多いが、こうした取引慣行を見直す必要がある。いざ、書面化への協力を申し出たら、荷主側が

おくべき必要最小限だが、安全運行の確保の上で重要となる事項を具体的に提示し、これら事項を記載した「運送引受書」を作成・発出するよう求めている。忙しい日常業務の中でこれをどこまで徹底できるか、あるいは荷主側の協力が得られるか、疑問な面が多分にある。

しかし、せっかく行政が運送条件として明確にする必要最小限の事項を明示するとともに、標準運送約款の改正により、荷主など取引先の「運送状」発出を原則化したのだから、この機に「ガイドライン」を活用し荷主側にアプローチすべきではないか。タイミング的には、価格高騰の燃料サーチャージ

「産業競争力強化法」が1月20日に施行されたことに伴い、同日から中小企業投資促進税制の上乗せ措置が利用できるようになった。これまでの優遇措置を

さらに拡充したもので、上乗せ措置の具体的な内容は、①現行30%の特別償却を即時償却が可能に拡充、②資本金3千万円以下の企業などを対象に、現行の税額控除7%を10%に拡大し、資本金3千万円超の中小企業についても7%税額控除の対象に追加。

▽問い合わせ先 中小企業庁事業環境部財務課 (03・3501・5803)。



高速道路料金

徴収期間の延長へ

国交省が改正法案

国土交通省は、今通常国会に「道路法等の一部を改正する法律案」を提出する予定。改正案の一環として、高速道路の大規模更新費用を確保するため、道路整備特別措置法などを改正し、建設債務の償還期間を延長し、これに伴い料金の徴収期間を15年延長する方針。

社会資本整備審議会道

路分科会国土幹線道路部会が、昨年6月にまとめた中間答申で、料金徴収期間の延長を検討するよう提言していた。

なお、同改正法案は2月中旬に今国会に提出する予定。

一方、東日本・中日本・西日本各高速道路会社は、国交省の料金徴収期間延長のための改正法案の提出方針決定にあわせ



て1月22日、老朽化した高速道路の大規模更新・修繕計画を発表した。計画によると、来年度から約15年かけて、高速道路会社3社が管理する道路の1割に相当する約2110キロを対象に更新・修繕を行うという予定。その費用は約3兆200億円と試算している。

国交省

国土交通省は1月22日、「高速道路料金における消費税の転嫁の方法」に関する基本的な考え方」を決定した。

原則として、高速道路会社が消費税の引き上げに伴う料金改定申請を行う場合、税率が8%

消費増税の高速料転嫁

となるよう料金に円滑かつ適正に転嫁することを基本に対処する。

端数処理については、ETCの普及状況を踏まえて、10円単位で、四捨五入とするなど、端数処理の単位を見直した上で、合理的かつ明確な方法により行う。

10円単位で端数処理

2月18日

消費税増税対策

テーマにフォーラム

中小企業庁と中小企業基盤整備機構は2月18日、「中小企業・小規模事業者経営力強化フォーラム」會計・税制を活用した消費税率引上げ対策」を開催する。時間は午後2時から4時45分、会場は千代田区内幸町のイイノカンファレンスセンターRoom A。

参加は無料。定員は150人(先着順、定員になり次第締め切る)。

消費税増税に当たって気を付けるべきポイントや、活用できる中小企業税制・中小会計要領、経営者保証のガイドラインなどについて説明する。

また、円滑な転嫁に向けた転嫁・表示カルテルの取り組み事例や、増税に備えた経営力強化モデルの事例などの紹介が行われる。

詳細および参加申し込みは、<http://www.smij.go.jp/shouhizei/>へ。申し込みフォームに入力の上、送信する。

▽問い合わせ先 経営力強化フォーラム事務局 (03・6418・7597、FAX 03・6418・7099)。

中小企業投資促進税制上乗せ措置が実施

「産業競争力強化法」が1月20日に施行されたことに伴い、同日から中小企業投資促進税制の上乗せ措置が利用できるようになった。

これまでの優遇措置を

エネルギー・フロンティア TOKYO GAS

NGVを選ぶことが地球の未来を変える。

- 天然ガスを燃料とするNGV(天然ガス自動車)は、燃料多様化によりエネルギーセキュリティに貢献
- 天然ガスの可採年数は250年程度(出典: IEA World Energy Outlook 2011)
- 天然ガスは燃やしてもSOxや黒煙を発生しないクリーンなエネルギー

東京ガス株式会社 NGV事業部 〒105-8527 東京都港区海岸1-5-20 TEL.03-5400-6772 <http://eee.tokyo-gas.co.jp/ngv>

おかげさまで 40000台突破

日本の天然ガス自動車普及台数は、4万台を突破いたしました。(1993年3月現在)

運輸 点描

消費税転嫁への対応

消費税がよいよ4月から、8%に増税される。政府は消費税転嫁対策特別措置法を制定・施行し、これまでにない強い構えで転嫁徹底に臨む方針だが、果たしてどうなるか。トラック運送業界においても、この転嫁問題が今年の大きな経営課題の一つ。業界として転嫁・表示カルテル(共同行為)を実施するが、それにより、個別取引においてスムーズに転嫁できるかどうかは別問題。各事業者の対応が問われるところだ。

全日本トラック協会は昨年12月に、消費税転嫁対策特別措置法に基づき、業界における転嫁・表示カルテルの実施について、公正取引委員会に届け出た。これにより、共同して転嫁の要請文書やチラシなどの作成・配布、端数処理方法の決定、あるいは消費税額を別枠表示する帳票類の統一様式の作成などが可能となった。

この一環として全ト協は1月下旬、各事業者が協会と連名で取引先に転嫁を要請する際の文書(ひな形)を作成した。

転嫁へ「毅然」とした対応を 輸送需給タイト化を追い風に

政府も回復傾向にある景気の「腰折れ」を懸念して、転嫁対策特別措置法に基づき、転嫁徹底に取り組み方針。公正取引委員会は、買いたたきや減額など転嫁拒否行為に関する調査を継続して行っているが、この結果を踏まえ既に1月中旬、575の業界団体に転嫁徹底を求める要請を發出。重大な違反が判明した場合、厳正に対処するとしている。

とはいえ、こうした政府や業界の対策措置により、スムーズに転嫁できるかとなると、依然として懸念が残る。

個別取引において実

質的に転嫁できるかどうかは、やはり個別の取引上の力関係に左右される面が大きいから。政府や業界の対策措置も、それなりの効果はあるだろうが、それは、個別事業者の転嫁への取り組みをサポートするための環境整備にとどまる。

結局は、個別事業者の対応いかんにかかってくると言わざるを得ない。

業界では折しも、燃料高騰に伴うサーチャージ導入などによる転嫁も大きな課題。これに加えて、消費税の転嫁要請に対しては、荷主側の反応も厳しいものが予想されるだけに、中小事業者では対応に頭を痛めざるを得ないところだろう。

一方で、業界では昨年未だにみられたように、車両や運転者不足が顕在化してきている。荷動きの回復傾向と相まって、輸送需給がタイトになりつつあり、今後、運賃の上昇圧力がさらに強まるものとみられている。

こうした事業環境の変化は、取引先への転嫁要請には追い風になるはず。こうした事業環境を生かして、とりわけ今回の増税に対しては、転嫁へ「毅然」とした姿勢を示しておく必要がある。

平成27年度にはさらに2%の消費税増税が予定され、短期間に税負担が2倍に引き上げられる。これを適正に転嫁できないようでは、経営への影響は大きい。

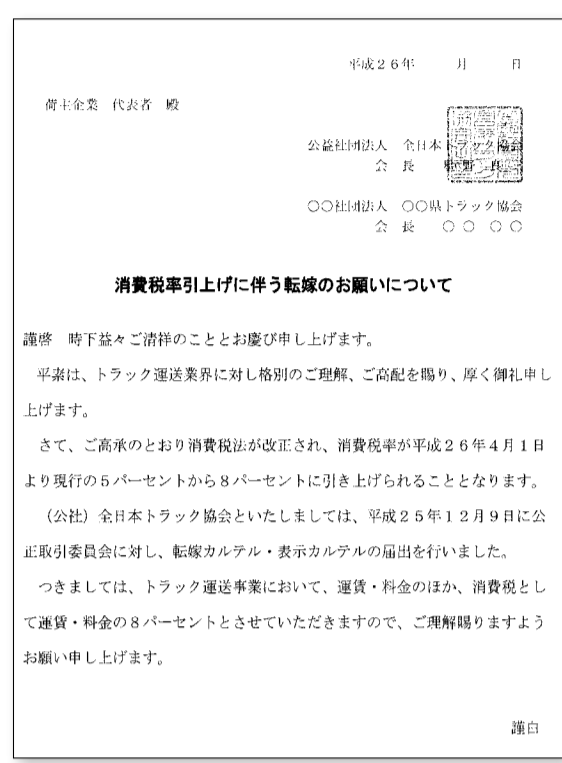
第1段階の3%増税の転嫁でつまずけば、次の2%増税の転嫁はさらに難しくなるから。

現実問題として事はそう容易ではないだろうが、運賃の上昇圧力が強まりつつある今こそ、転嫁して然るべき税負担やコストなどにについては「毅然」とした姿勢で荷主側に負担を要請し、業界が長年苦しんできた「運賃デフレ」からの脱却の契機にしていくべきではないか。

(ライター 山上達二)

全ト協 消費税の転嫁要請へ 「ひな形」文書作成

全日本トラック協会はこのほど、4月からの消費税増税に伴う運賃転嫁を、荷主企業などに対して要請する文書の「ひな形」(写真)を作成した。全ト協は昨年12月に、消費税増税の円滑な転嫁のため、公正取引委員会



に「転嫁・表示カルテル」の届け出を行い、受理された。

これにより、トラック協会と個別の会員事業者、もしくは複数の会員事業者の連名で、荷主企業など取引先に対して要請文書を提出することが可能になった。

これに伴い、要請文書の「ひな形」として「消費税率引上げに伴う転嫁のお願いについて」を作成した。提出先のある(荷主企業)や日付、発信元は個別に加工できるようにしている。

なお、要請文書の「ひな形」は全ト協ホームページに掲載。

国交省

運賃・料金変更届出 取扱い方針を通過

国土交通省自動車局は、1月28日付で貨物課長通達「消費税法等の改正に伴う貨物自動車運送事業の運賃及び料金の取扱いについて」を發出し、この旨を全日本トラック協会に通知し、会員事業者に周知徹底するよう求めた。

トラック運賃・料金への転嫁方法は①総額表示(宅配・引越など)を行って、②現行の運賃・料金に105分の108を乗じ、または基本運賃・料金に消費税率8%を乗じた額を加算することとする。

「総額表示方式」を行っている場合は、消費税率引き上げに伴う運賃・料金の変更届け出を行う必要はない。また「外税方式」でも適用方に「運賃・料金の総額に消費税(5%)を乗じる」など具体的な記載している場合も、変更届け出を行う必要はない。

ただ、「外税方式」で適用方に具体的に記載していない場合は変更届け出を行う必要がある。

なお、消費税の引き上げのみを理由とした変更の場合、変更命令は行わないこととする。ただ、消費税と異なる税率とする場合など、適正な転嫁と認められない届け出に対しては変更命令を行う。

日通総研短観 / 12月調査
トラック利用動向指数
2ケタのプラスに上昇

日通総合研究所がまとめた「企業物流短期動向調査」(平成25年12月調査)の結果によると、国内向け出荷量「荷動き指数」はV字回復し、こうした中で輸送機関別「利用動向指数」も上昇しており、昨年10〜12月実績(見込み)では一般トラックの指数が15ポイント上昇のプラス16、特別積合せトラックは12ポイント上昇のプラス16、宅配便は7ポイント改善しプラス5に浮上。

今年1〜3月見通しでは、一般トラックがさらに4ポイント上昇のプラス15、特別積合せも2ポイント上昇のプラス14といずれも2ケタのプラス。運賃水準の上昇圧力が今後さらに強まる見通しだ。

運賃の上昇圧力強まる

「荷動き指数」は昨年7〜9月実績でプラス7と2年振りにプラスに浮上。さらに昨年10〜12月実績(見込み)ではプラス19とV字回復し、平成14年の調査開始後の最高値となった。

ただ、今年1〜3月見通しは3ポイント低下のプラス16と、増勢はやや一服感となる見込み。

こうした中で輸送機関別「利用動向指数」も上昇しており、昨年10〜12月実績(見込み)では一般トラックの指数が15ポイント上昇のプラス16、特別積合せトラックは12ポイント上昇のプラス16、宅配便は7ポイント改善しプラス5に浮上。

今年1〜3月見通しでは、一般トラックがさらに4ポイント上昇のプラス15、特別積合せも2ポイント上昇のプラス14といずれも2ケタのプラス。運賃水準の上昇圧力が今後さらに強まる見通しだ。

日通総合研究所がまとめた「企業物流短期動向調査」(平成25年12月調査)の結果によると、国内向け出荷量「荷動き指数」はV字回復し、こうした中で輸送機関別「利用動向指数」も上昇しており、昨年10〜12月実績(見込み)では一般トラックの指数が15ポイント上昇のプラス16、特別積合せトラックは12ポイント上昇のプラス16、宅配便は7ポイント改善しプラス5に浮上。

今年1〜3月見通しでは、一般トラックがさらに4ポイント上昇のプラス15、特別積合せも2ポイント上昇のプラス14といずれも2ケタのプラス。運賃水準の上昇圧力が今後さらに強まる見通しだ。

カメラは見ていた。その瞬間を!

YAZAKI
ドライブレコーダー
を付けてみませんか?

ご希望がございましたら、ご連絡下さい。

矢崎エナジーシステム 特約販売店
世田谷サービス株式会社

本社 03-5727-1600
板橋(営) 03-5916-3557
ホームページ http://www.setagaya-yss.co.jp
E-mail: postmaster@setagaya-yss.co.jp



「書面化」の活用を

東京都トラック協会輸送委員会(天野智義委員長)は2月6日、東ト総会館で平成25年度第2回委員会を開催し、「駐車違反取り締まりに係る状況等のアンケート調査」結果を踏まえ、今後の対応策について協議した。また中型免許問題や運送取引の書面化、運賃問題などをめぐる動向などについて報告した。

天野委員長はあいさつで、特に書面化問題に言及し、「当初の義務規定から努力義務となったが、ひとまず業界意見が反映された(運送条件や付帯業務の明確化など)書面化自体は業界にとって良い制度。ぜひ活用していただきたい」と積極的な

取り組みを求めた。議事ではまず、駐車問題に関するアンケート調査(対象期間11月7日～10月末)結果を報告。期間中に取り締まりを受けた事例報告は159社から449件あり、1か月当たり110件以上と依然、多い状況にある。

しかも、集配中が309件と全体の9割に達し、車両を離れていた時間も5分以内のものが164件と約45%を占め、短時間でも取り締まりを受ける実態が、改めて浮き彫りになった。

こうした取り締まり状況に対し、集配中の営業用トラックは放置車両ではないため、駐車規制から除外あるいは規制緩和を求める意見(105件)が多く出された。

一方、駐車監視員の活動に関する意見(192件)として、運転者不在

で直ちに取り締まるのではなく、ある程度の駐車時間の猶予を求める意見(99件)が多かった。駐車予定場所を待機し「狙い打ち」的な取り締まりなどを問題視する意見もあつた。また、引き続き駐車・荷捌き施設の確保(87件)を求める意見が

いほか、規制緩和区間の拡大などに加え、駐車許可条件の緩和を求める意見もあつた。

東ト協では既に警視庁や東京都、都議会に駐車規制緩和などを要望しているが、今回の調査結果を踏まえ、改めて関係方面に働きかけを行うなど対応を強化していく方針。具体的には正副委員長で協議し対応する。中型免許問題については、警察庁の有識者検討会における審議状況などを報告。天野委員長は、3月中旬に検討結果の取りまとめが行われる予定とし、今後の動向を注視す

る必要があるとした。書面化問題に関しては、国土交通省による輸送安全規則や標準運送約款の改正、「ガイドライン」制定について説明。運賃関係では、東ト協による荷主団体への燃料サーチャージ導入の要請文書送付や、全日本トラック協会による消費税転嫁・表示カルテル届け出などについて報告した。

東ト協 輸送委員会

駐車規制緩和など継続要望へ

東京都トラック協会輸送委員会(天野智義委員長)は2月6日、東ト総会館で平成25年度第2回委員会を開催し、「駐車違反取り締まりに係る状況等のアンケート調査」結果を踏まえ、今後の対応策について協議した。また中型免許問題や運送取引の書面化、運賃問題などをめぐる動向などについて報告した。

天野委員長はあいさつで、特に書面化問題に言及し、「当初の義務規定から努力義務となったが、ひとまず業界意見が反映された(運送条件や付帯業務の明確化など)書面化自体は業界にとって良い制度。ぜひ活用していただきたい」と積極的な

東ト協では既に警視庁や東京都、都議会に駐車規制緩和などを要望しているが、今回の調査結果を踏まえ、改めて関係方面に働きかけを行うなど対応を強化していく方針。具体的には正副委員長で協議し対応する。中型免許問題については、警察庁の有識者検討会における審議状況などを報告。天野委員長は、3月中旬に検討結果の取りまとめが行われる予定とし、今後の動向を注視する必要があるとした。

等関係届け出書類の作成の仕方などについて。講習会にあわせて送付した資料「36協定等届出書類と労務管理の実務」などに基つき説明するほか、労働法のポイントなどの資料を配布する。

参加申し込みは「申込書」に記入の上、2月25日までにFAX送信する。

▽申し込み・問い合わせ先
東ト協協行管理部
業務課(03・3359・6257、FAX03・3359・4983)

東ト協は3月に3回にわたり、平成25年度労務講習会を開催する。第1回/3月4日▽第2回/3月5日▽第3回/3月7日。各回とも講習時間は午後1時30分から4時まで、会場は東ト協会館7階大会議室。

各回とも第1部は「なごそう労災事故」として労災防止対策、第2部は労務管理の実務、および

第2回 引越基本講習 サービス品質向上へ

東ト協引越専門部会(五十嵐良夫部長)は1月22日、東ト総会館で平成25年度第2回引越基本講習を開催した。引越サービスのレベルアップを目的に実施しているもの。

冒頭、担当の五十嵐優常務理事があいさつし、利用者とのトラブル防止への適切な対応を呼びかけた上で、26年度に開始予定の引越事業者優良認定制度に言及、「認定要件の一つとして『各事業所に引越管理者講習修了者を配置すること』とされている。この管理者講習を受講するにはまず、(本日の)引越基本講習を修了する必要がある」と説明した。

講習ではまず、全日本トラック協会の磯村郎輸送事業部長が引越業界の現状について説明。引き続き、全ト協の認定講師

25年度 労務講習会 3月4・5・7日

東ト協は3月に3回にわたり、平成25年度労務講習会を開催する。第1回/3月4日▽第2回/3月5日▽第3回/3月7日。各回とも講習時間は午後1時30分から4時まで、会場は東ト協会館7階大会議室。

各回とも第1部は「なごそう労災事故」として労災防止対策、第2部は労務管理の実務、および

東ト協 第2回 引越基本講習 サービス品質向上へ

東ト協引越専門部会(五十嵐良夫部長)は1月22日、東ト総会館で平成25年度第2回引越基本講習を開催した。引越サービスのレベルアップを目的に実施しているもの。

冒頭、担当の五十嵐優常務理事があいさつし、利用者とのトラブル防止への適切な対応を呼びかけた上で、26年度に開始予定の引越事業者優良認定制度に言及、「認定要件の一つとして『各事業所に引越管理者講習修了者を配置すること』とされている。この管理者講習を受講するにはまず、(本日の)引越基本講習を修了する必要がある」と説明した。

講習ではまず、全日本トラック協会の磯村郎輸送事業部長が引越業界の現状について説明。引き続き、全ト協の認定講師

等関係届け出書類の作成の仕方などについて。講習会にあわせて送付した資料「36協定等届出書類と労務管理の実務」などに基つき説明するほか、労働法のポイントなどの資料を配布する。

参加申し込みは「申込書」に記入の上、2月25日までにFAX送信する。

▽申し込み・問い合わせ先
東ト協協行管理部
業務課(03・3359・6257、FAX03・3359・4983)

東ト協は3月に3回にわたり、平成25年度労務講習会を開催する。第1回/3月4日▽第2回/3月5日▽第3回/3月7日。各回とも講習時間は午後1時30分から4時まで、会場は東ト協会館7階大会議室。

各回とも第1部は「なごそう労災事故」として労災防止対策、第2部は労務管理の実務、および

第2回 引越基本講習 サービス品質向上へ

東ト協引越専門部会(五十嵐良夫部長)は1月22日、東ト総会館で平成25年度第2回引越基本講習を開催した。引越サービスのレベルアップを目的に実施しているもの。

冒頭、担当の五十嵐優常務理事があいさつし、利用者とのトラブル防止への適切な対応を呼びかけた上で、26年度に開始予定の引越事業者優良認定制度に言及、「認定要件の一つとして『各事業所に引越管理者講習修了者を配置すること』とされている。この管理者講習を受講するにはまず、(本日の)引越基本講習を修了する必要がある」と説明した。

講習ではまず、全日本トラック協会の磯村郎輸送事業部長が引越業界の現状について説明。引き続き、全ト協の認定講師

25年度 労務講習会 3月4・5・7日

東ト協は3月に3回にわたり、平成25年度労務講習会を開催する。第1回/3月4日▽第2回/3月5日▽第3回/3月7日。各回とも講習時間は午後1時30分から4時まで、会場は東ト協会館7階大会議室。

各回とも第1部は「なごそう労災事故」として労災防止対策、第2部は労務管理の実務、および



東ト協引越専門部会(五十嵐良夫部長)は1月22日、東ト総会館で平成25年度第2回引越基本講習を開催した。引越サービスのレベルアップを目的に実施しているもの。

冒頭、担当の五十嵐優常務理事があいさつし、利用者とのトラブル防止への適切な対応を呼びかけた上で、26年度に開始予定の引越事業者優良認定制度に言及、「認定要件の一つとして『各事業所に引越管理者講習修了者を配置すること』とされている。この管理者講習を受講するにはまず、(本日の)引越基本講習を修了する必要がある」と説明した。

講習ではまず、全日本トラック協会の磯村郎輸送事業部長が引越業界の現状について説明。引き続き、全ト協の認定講師

等関係届け出書類の作成の仕方などについて。講習会にあわせて送付した資料「36協定等届出書類と労務管理の実務」などに基つき説明するほか、労働法のポイントなどの資料を配布する。

参加申し込みは「申込書」に記入の上、2月25日までにFAX送信する。

▽申し込み・問い合わせ先
東ト協協行管理部
業務課(03・3359・6257、FAX03・3359・4983)

東ト協は3月に3回にわたり、平成25年度労務講習会を開催する。第1回/3月4日▽第2回/3月5日▽第3回/3月7日。各回とも講習時間は午後1時30分から4時まで、会場は東ト協会館7階大会議室。

各回とも第1部は「なごそう労災事故」として労災防止対策、第2部は労務管理の実務、および

第2回 引越基本講習 サービス品質向上へ

東ト協引越専門部会(五十嵐良夫部長)は1月22日、東ト総会館で平成25年度第2回引越基本講習を開催した。引越サービスのレベルアップを目的に実施しているもの。

冒頭、担当の五十嵐優常務理事があいさつし、利用者とのトラブル防止への適切な対応を呼びかけた上で、26年度に開始予定の引越事業者優良認定制度に言及、「認定要件の一つとして『各事業所に引越管理者講習修了者を配置すること』とされている。この管理者講習を受講するにはまず、(本日の)引越基本講習を修了する必要がある」と説明した。

講習ではまず、全日本トラック協会の磯村郎輸送事業部長が引越業界の現状について説明。引き続き、全ト協の認定講師

25年度 労務講習会 3月4・5・7日

東ト協は3月に3回にわたり、平成25年度労務講習会を開催する。第1回/3月4日▽第2回/3月5日▽第3回/3月7日。各回とも講習時間は午後1時30分から4時まで、会場は東ト協会館7階大会議室。

各回とも第1部は「なごそう労災事故」として労災防止対策、第2部は労務管理の実務、および

東ト協 第18回 事故防止大会 2月19日

時間:午後1時10分～4時
会場:メルパルクホール

《第一部》
◆実行委員長あいさつ 江森東事故防止委員長
◆主催者あいさつ 大高一夫会長/大会委員長
◆来賓あいさつ 東京都青少年・治安対策本部治安対策担当部長/関東運輸局次長/警視庁交通部長/東京労働局長

《第二部》
シンポジウム 「事業用トラックの交通事故を防止するために」～安全輸送を通じて社会に貢献するために～
(コーディネーター) 関西大学政策創造学部 白石真澄教授
(パネリスト) 新宿区立小学校PTA連合会・徳田有香副会長/SMK経営企画室・宇佐美博室長/金方堂運輸・松本有司代表取締役/NTSロジ・笠原史久専務取締役

《第三部》
特別講演 「『歩』～私の生き方・考え方～」
講師=元東京ヤクルトスワローズ内野手 宮本慎也氏

《大会宣言》
宣言者 東ト協青年部 武井一憲 本部長 (事故防止委員)

東京都トラック交通遺児等助成財団に次の方から寄附がありました。

◇沼尾興業(株)沼尾一雄社長・城東支部 写真
◎は大高会長から感謝状を受ける沼尾氏◎

お悔やみ 申し上げます

元副会長 滝澤氏が死去

滝澤 弘氏 東京都トラック協会の元副会長で現審議役の滝澤氏が、昭和59年から東ト協常任理事・練馬支部長、平成10年から14年まで副会長を務めた後、審議役に就任。このほか関係団体では陸上貨物運送事業労働災害防止協会東京都支部会副会長、東京都トラック交通遺児等助成財

全のため死去、80歳だった。通夜は2月7日、告別式は同8日、いずれも府中市多磨町の日華斎場で執り行われた。喪主は妻・光枝さん。

昭和59年から東ト協常任理事・練馬支部長、平成10年から14年まで副会長を務めた後、審議役に就任。このほか関係団体では陸上貨物運送事業労働災害防止協会東京都支部会副会長、東京都トラック交通遺児等助成財

団・東京都トラック運送事業人材等財団各理事などを歴任。昭和55年交通栄誉章緑十字銅章、平成7年11月に黄綬褒章を受章。

金島 義弘氏(ナカバ運輸代表取締役・多摩支部)1月27日、脳梗塞のため死去。53歳。通夜は2月1日、告別式は同2日、いずれも八王子市山田町の八王子市斎場第一式場で。喪主は妻・宗子さん。

寄附

東京都トラック交通遺児等助成財団に次の方から寄附がありました。

◇沼尾興業(株)沼尾一雄社長・城東支部 写真
◎は大高会長から感謝状を受ける沼尾氏◎

お悔やみ 申し上げます

元副会長 滝澤氏が死去

滝澤 弘氏 東京都トラック協会の元副会長で現審議役の滝澤氏が、昭和59年から東ト協常任理事・練馬支部長、平成10年から14年まで副会長を務めた後、審議役に就任。このほか関係団体では陸上貨物運送事業労働災害防止協会東京都支部会副会長、東京都トラック交通遺児等助成財

全のため死去、80歳だった。通夜は2月7日、告別式は同8日、いずれも府中市多磨町の日華斎場で執り行われた。喪主は妻・光枝さん。

昭和59年から東ト協常任理事・練馬支部長、平成10年から14年まで副会長を務めた後、審議役に就任。このほか関係団体では陸上貨物運送事業労働災害防止協会東京都支部会副会長、東京都トラック交通遺児等助成財

協会日誌	
19日	運行管理者試験事前講習会
20日	事務局部長会▽鉄鋼専門部会安全環境委員会▽グリーン・エコプロジェクトセミナー(23日)▽サポート事業
21日	事故防止委員会
22日	物流経営士課程▽広報小委員会▽関東協青年部会総務委員会▽初任運転者特別講習▽引越専門部会引越基本講習▽海上コンテナ専門部会定例役員会▽サポート事業
23日	木材専門部会全体会議
24日	サポート事業
27日	トラック運送事業における指導監督の結果と問題点に関する講習会
28日	引越専門部会正副部長会・顧問及び二委員会合同会議▽サポート事業(29日)
29日	物流経営士課程▽ロジ研正副本部長会議▽青年部正副本部長会▽同幹事会
31日	総務委員会▽サポート事業
22日(出)	13時30分 関東協国際海上コンテナにおける安全輸送ガイドライン等に関する講習会(東ト総会館)
23日(回)	18時 取扱事業・積合専門部会交流会(石和名湯館「糸柳」)
24日(回)	13時30分 資料燃料委員会(東ト総会館)▽14時 支部輪
25日(火)	14時 トラック運送業における書面化の推進に関する研修会(東ト総会館)▽16時 三組織連絡会(同)
26日(水)	10時 総務小委員会(東貨健保会館)▽10時30分 紙・パルプ専門部会役員会(東ト総会館)
27日(木)	17時 経営者実務セミナー(東ト総会館)

日程ボード

2月16日(土) 16時 総務小委員会(東ト総会館)

17日(日) 12時45分 引越専門部会引越管理者講習(東ト総会館)▽13時30分 適正化事業指導委員会(同)▽17時15分 経営者セミナー(同)▽18時 ロジ研正副本部長会議(同)

19日(水) 10時30分 正副

協会日誌

1月16日(土) 正副本部長会議▽理事会▽新年交歓会▽物流経営士課程▽グリーン・エコプロジェクトセミナー(17日)

16日 海上コンテナ専門部会定例業務委員会▽サポート事業

17日 女性部正副本部長会▽同幹事会▽三組織連絡会▽鉄鋼専門部会新年賀詞交歓会

協会日誌

1月16日(土) 正副本部長会議▽理事会▽新年交歓会▽物流経営士課程▽グリーン・エコプロジェクトセミナー(17日)

16日 海上コンテナ専門部会定例業務委員会▽サポート事業

17日 女性部正副本部長会▽同幹事会▽三組織連絡会▽鉄鋼専門部会新年賀詞交歓会

「三本の矢」で業界けん引を

東京都トラック協会(松本有司本部長・青年部(武井一憲本部長・女性部(原玲子本部長・副会長)の三組織は2月6日、港区の明治記念館で合同セミナー・新年会を開催し、

た(セミナーの内容は次号・2月25日号掲載)。

同日はセミナーに続くトラック協会青年部・女性部の会員が出席した。冒頭、主催者を代表して青年部の武井本部長があいさつ。「顔の見えない三本の矢」の明記を促す。参加者名簿・自社PR表を配布していただいた。三組織の繋がりは強いが、お互いにそれぞれの事業内容や強みを把握できていない。横の繋がりをさらに強め、今後の事業活動に活用していただきたい」と述べた。

三組織合同新年会



大高会長

この後、東運支局の小高会長が「三組織の一つになって、何かやろうという気持ちで頑張りました」と述べ、乾杯の発声を行った。

その後、女性部の原本部長が「三組織が一つになって、何かやろうという気持ちで頑張りました」と述べ、乾杯の発声を行った。

席上、東日本大震災被災地の支援活動を継続的に進めている全日本トラック協会青年部会(佐久間恒好部会長)に対し、三組織から寄附金を贈呈。松本・武井・原各本部長が佐久間部会長に手渡した。会場には募金箱が設置され、参加者から多くの寄附が集まった。

佐久間部会長は感謝の言葉を述べるとともに、今春のプロ野球「楽天」開幕戦に、被災地の子供たちを招待する計画を紹介した。

全ト協青年部会に寄附金

竹支局長が来賓あいさつし、「皆様から聞いたナマの声を本省・運輸局に届けていきたい」と述べた。大高会長は、業界課題の克服へ「引き続き中小企業の目線で事業を展開していくこと、そして問題解決に向けて行政にきちんと業界の実情を伝え、政治との密接な関係をつくっていく必要がある」と強調。その上で、三組織は「東ト協の三本の矢。皆さんの柔軟な発想と行動力が必要な時」と述べ、協会運営への協力を呼びかけた。

省エネ機器

2/28まで

低公害車

3/17まで

東ト協は平成25年度省エネ対策用機器の導入補助申請、および低公害車導入促進補助の補助金請求書実績報告書の提出期限が迫っていることから、これら補助制度の利用もしくは利用を希望する会員に対して、期限までに提出するよう呼びかけている。

25年度 環境関連補助 申請・請求期限迫る

省エネ対策用機器の補助対象はエコドライブ管理システム、機器、ドライブレコーダー、機器、アイドリ

25年度 環境関連補助 申請・請求期限迫る

省エネ対策用機器の補助対象はエコドライブ管理システム、機器、ドライブレコーダー、機器、アイドリ

▽問い合わせ先 東ト協環境部(03・33359・3617)。

提出期限

3月28日

国土交通大臣表彰 優良運転者の推薦を!

貨物自動車の優良運転者を表彰する国土交通大臣表彰が行われます。各会員事業所で該当者がおりましたら、次の要領で書類をそろえ、所属支部を通じて期日までに推薦してください。

提出書類には、自動車安全運転センターの「無事故無違反証明書」と「運転記録証明書」の両方を忘れずに添付してください。

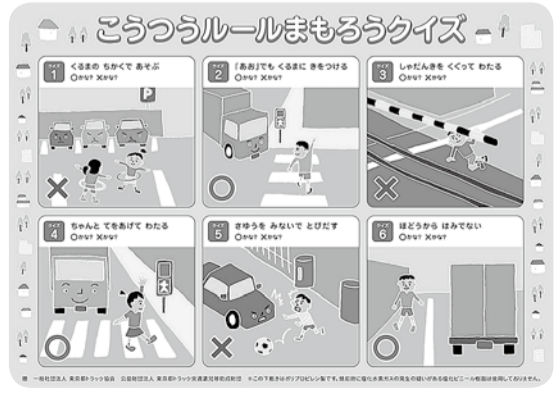
▽問い合わせ先 東ト協各支部または本部総務課(03・33359・6252、永谷)へ。

- 【表彰の範囲】 事業用自動車の運転者として運輸局長の表彰を受け、2年以上経過した模範者で、10月1日(基準日)において満30年以上勤続し、年齢55歳以上で責任事故がなく、成績操行とも優秀である者
- 【表彰者】 国土交通大臣
- 【表彰期日】 10月下旬
- 【書類の提出期限】 3月28日(金)必着
- 【提出書類】 ①功績調査書 ②履歴書 ③戸籍抄本 ④事業主の推薦書 ⑤事業主の無事故証明書 ⑥企業の規模及び事業概況等調 ⑦局長表彰の表彰状の写し (コピー) ⑧無事故無違反証明書(3月1日以降に1人まで)

東ト協交通安全啓発委員会(結城幸彦委員長)はこのほど、今春の新学期児童に配布する「交通安全啓発用下敷き」を約11万枚制作した。

子供たちを交通事故から守る交通安全活動や広報事業の一環として、毎年、東ト協および東京都トラック交通遺児等助成財団の連名で寄贈しているもので、4月に都内の小学校に入学する新1年生に配布する。

今回制作した「下敷



「新1年生に配布へ 11万枚を制作」として、横断歩道を「ちやんとてをあげてわたる」、あるいは「くるまのちかくであそぶ」といったことは「○かな? ×かな?」と問いかけるクイズ形式で、交通ルールを教えるデザインのもの。

この映像は昨年12月8日に、BS放送・日経CNBCの番組「賢者の選択 Leader's」で放映されたが、改めてホームページに掲載することにより、業界や協会の広報・PRに活用していくこととしている。

「チャリティー屋台」募金を寄贈



東ト協新宿支部(鈴木一末支部長)の青年部(古屋宰部長)は、1月26日に行われた第12回新宿シティハーフマラソン・区民健康マラソンに参加するとともに、イベント会場の明治公園にブース出展した。

出展ブースのテント内には、東ト協の協会事業などを紹介したPR用パネルを展示するとともに、ノベルティーとしてボールペンやウエットティッシュ、冷凍保存バッグを配布し、緑ナンバートラックの役割などをアピール。

あわせて「チャリティー屋台」を出店し、豚汁や生ビールを販売して募金活動を行った。この「チャリティー屋台」の売上金は、新宿区を通じて「障害者福祉活動基金」に全額寄附した。

なお、新宿支部青年部は昨年、新宿シティハーフマラソンおよびイベントに参加している。



東ト協は、昨年12月に制作した広報・PR映像をホームページに掲載した。

この映像は昨年12月8日に、BS放送・日経CNBCの番組「賢者の選択 Leader's」で放映されたが、改めてホームページに掲載することにより、業界や協会の広報・PRに活用していくこととしている。

通行制限の遵守を

特車許可制度研修会

特殊車両通行適正化 関東ブロック連絡協議会

する道路を指定し、申請・許可の合理化を図っていく」と説明。その上で「車両通行制限違反を繰り返す車両の使用に對する指導・監督を強化していく」と適正な通行を求めた。

第1部では、全日本トラック協会輸送事業部の高比良香葉氏が平成25年度オンライン申請の改正について説明した後、同部の磯司郎部長が特殊車両通行許可に係る指導取締要領の改正と最新の法令・通達改正状況について講演。

25年3月の通達改正による車両通行制限の取り締まり強化について説明するとともに、自動計測装置による総重量制限の超過車両が3割を超える

と指摘し、注意を促した。第2部では、関東地方整備局道路部交通対策課の小嶋正一課長補佐、土橋一弘特殊車両第一係長が特殊車両通行許可制度について講演。今年6月に施行予定の道路法等の一部改正により、通行制限違反に対する指導・監督が強化されることや、フルトレーラ連結車の長さ制限の緩和(21mに緩和)が挙げられた。

は、協議会長の関東地方整備局・佐藤課長が第2部冒頭であいさつ。道路の老朽化対策として点検や改修などを行うとともに、道路への影響を抑えるため「特殊車両を誘導



厚生労働省がまとめた平成25年の労働災害発生状況(速報)によると、陸上貨物運送事業における死者数(死亡および休業4日以上の死傷災害)は1万2870人で前年比2.0%

増加した。(255人)増加した。引き続き増加傾向にある。全産業の12.2%を占める。一方、死者数は9371人、「動作の反動」が多い。

和などについて説明した。また関東運輸局自動車技術安全部技術課の福嶋正男専門官は、基準緩和車両の概要や認定状況、さらに首都高速道路保全・交通部交通管理課の小沢清隆課長は首都高速道路における車両制限についてそれぞれ講演し、法規制を遵守した適正な車両通行の徹底などを呼びかけた。

無理な動作(1708人)、「はさまれ・巻き込まれ(1511人)」、「激突(955人)」の順で多かった。

死亡災害については「交通事故・運行管理者。定員は120人。」

▽問い合わせ先 関東トラック協会海上コンテナ部会事務局(東ト協海上コンテナ専門部会事務局、03-3359-3401、FAX 03-3359-4983)。

陸運業25年の労働災害

死傷災害、依然増加

死亡者数は24%減少に

死亡災害は、死亡および休業4日以上の死傷災害)は1万2870人で前年比2.0%

増加した。(255人)増加した。引き続き増加傾向にある。全産業の12.2%を占める。一方、死者数は9371人、「動作の反動」が多い。

無理な動作(1708人)、「はさまれ・巻き込まれ(1511人)」、「激突(955人)」の順で多かった。

死亡災害については「交通事故・運行管理者。定員は120人。」

▽問い合わせ先 関東トラック協会海上コンテナ部会事務局(東ト協海上コンテナ専門部会事務局、03-3359-3401、FAX 03-3359-4983)。

違反別 営業用トラック関与の交通事故 (平成25年12月末)

違反別	発生件数											計
	安全不確認	前方不注意	交差点安全進行	歩行者妨害	一時不停止	ハンドルブレーキ	信号無視	徐行違反	右左折	その他		
大型	144	134	40	11	0	28	9	0	1	91	458	
関与事故件数	153	134	46	11	0	28	10	0	1	144	527	
(前年比)	-12	+18	-6	-9	±0	+1	-1	±0	±0	-8	-17	
中型	295	320	137	35	5	60	24	1	2	210	1,089	
関与事故件数	311	324	161	35	5	60	24	1	2	411	1,334	
(前年比)	-11	+2	+18	-16	+2	-1	-2	+1	-1	-57	-65	
普通	395	277	241	48	15	54	21	1	5	210	1,267	
関与事故件数	408	280	272	48	15	55	22	2	5	576	1,683	
(前年比)	-66	+10	-38	-14	-6	-9	-3	-2	+2	-73	-199	
合計	834	731	418	94	20	142	54	2	8	511	2,814	
関与事故件数	872	738	479	94	20	143	56	3	8	1,131	3,544	
(前年比)	-89	+30	-26	-39	-4	-9	-6	-1	+1	-138	-281	
死傷者数	2	3	1	3	0	3	1	0	0	0	13	
大型貨物車(1当)	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0	6	
中型貨物車(1当)	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0	2	
普通貨物車(1当)	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	3	

注：営業用貨物車の関与事故件数は、第1または第2当事者のどちらか一方が営業用貨物車であった事故の件数をいう。ただし、第1および第2当事者がともに営業用貨物車であった事故は件数を1件とする。

※表中の(前年比)は、関与事故件数のもの。

営業用トラック関与の交通事故の特徴

「青だけど車は私を見てるかな！」

平成25年12月末現在の都内全域の交通事故発生件数(本年累計)は4万2,041件で、前年比5,388件減少し、死者数は168人で同15人の減少となった。

営業用貨物車の関与事故(「違反別」表の下段「注」参照)発生件数(本年累計)は、3,544件で前年比281件減少し、死者数は22人で

同4人の減少だった。事故類型別では、右左折時の車両相互事故が439件で同6件の減少で、死者数は4人だった。違反別では、安全不確認による関与事故が872件と最も多く、前方不注意に関する違反が738件で同30件増と大幅に増加している。

関交協の自動車共済

自賠償 + 自動車共済

セット契約割引実施中!!

詳しくは、関交協・営業部
☎ 03-5337-1753



トラックの自動車事故損害賠償と交通事故防止

関交協

関東交通共済協同組合

セット契約

自賠償共済

+

自動車共済



自動車共済の掛金が割引になります!

関交協

検索

マセル君



国交省

トラック省エネ対策補助

補正予算成立受け実施へ

国土交通省自動車局は、平成25年度補正予算が国会で可決・成立したことを受け、「トラック輸送の省エネ対策の推進（燃料費高騰対策）補助」を実施する。

予算総額は50・2億円

国交省は、平成25年度補正予算が国会で可決・成立したことを受け、「トラック輸送の省エネ対策の推進（燃料費高騰対策）補助」を実施する。

予算総額は50・2億円

補助対象	補助率	補助額	補助上限台数	
先進環境対応型ディーゼルトラック	通常車両の差額の1/2以内	大型	100万円	1事業者当たり1台 (補助対象事業者が自動車リース事業者の場合は、借り受ける事業者当たり1台)
		中型	70万円	
		小型	40万円	
エコタイヤ	導入費用の1/4以内	上限額：1台当たり9万円 ※トラック協会との協調補助により、補助額は1台当たり最大18万円		1事業者当たり3台

このうち先進環境対応型ディーゼルトラックは、25億円で、エコタイヤ補助は25・2億円、26年度重車燃費基準達成率の範囲内で補助する。

補助金の執行団体は全日本トラック協会、公募に当たって安全性優良事業所(Gマーク)認定取得事業者を優先し募集する予定。

補助対象は保有車両5台以上30台以下の、一般貨物・特定貨物各自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者、および自動車リース事業者。

「先進環境対応型ディーゼルトラック」補助対象



Gマーク認定取得を優先

全ト協 引越依頼の分散呼びかける

今春は例年以上の大混雑に

今年春引越をご検討のお客様！
3月中旬より引越の混雑が予想されます!!

分散引越にご協力を!

全日本トラック協会は、春季の引越シーズンを控え、今年3月中旬から4月初旬にかけての期間を中心として、年間の約3分の1の引越が集中する最繁忙期となるが、今年はこの間に引越予約混雑状況も掲載する予定。

あわせて、全ト協では1月27日から3月末にかけて、提供ラジオ番組「ドライブーズ・リンクエス」放送後、週1、2回の予定で引越の分散を呼びかけるCMを放送している。

このため、場合によっては希望する日時の引越に対応できないおそれがあるとして、ホームページに「分散引越についてご協力をお願い」および「啓発チラシ(写真)などを掲載し、分散利用を呼びかけているものだ。

分散利用に協力を求める啓発チラシには、「3月

公取委 消費税転嫁法の説明会

消費税率の引き上げに際して、事業者等向け説明会・相談会を開催する。

全国各地で順次、開催しているもので、講師は公取委などの担当者。東京会場は、3月6日・10日開催。

東京会場
3月6日・10日開催

増税を控へ、公正取引委員会は、3月6日と10日、東京階会議室(千代田区一番町25)で、定員約130人。

特別措置法(午後1時30分)3時30分、一橋大学一橋講堂2階中会議場(千代田区一ツ橋2の1の2)。定員約150人。

委員のホームページ掲載の「申込フォーム」で。受付は先着順。定員になり次第締め切る。

相談会はいずれも説明会の終了後、午後4時30分まで実施する。事前の参加申し込みは不要で、相談会への参加も可能。

▽問い合わせ先 公正取引委員会取引部取引企画課(03・3581・1891)。東京都をはじめ関東甲信越地区の場合、

26年度臨時運行管理者試験

5月18日に実施

平成26年度臨時運行管理者試験(貨物)が5月18日に行われる。車両5台未満事業者への運行管理者選任義務付けなどに伴い、臨時に行うもので、東京など全国10か所で行われる。

【受験資格】

- (1) 試験日の前日に、自動車運送事業(貨物軽自動車運送事業除く)の用に供する事業用自動車または特定第二種貨物利用運送事業者の事業用自動車(緑ナンバーの車)の運行の管理に、1年以上の実務経験を有する者。
 - (2) 国土交通大臣が認定する講習実施機関において、平成7年4月1日以降の(基礎講習)を修了した者。
 - (3) 試験日の前日(試験日の前日)までに基礎講習を受講する者。
 - (4) 再受験の者。
 - (5) ③他の種類の運行管理者資格者証の交付を受けている者。
- ※東ト協会員事業者は、各所属支部事務局で頒布(土・日曜日など協会の休日除く)。
- ▽問い合わせ先 運行管理者試験センター(自動車試験事務センター) 04・7170・7077
- ※今回はインターネットによる申請受付は行わない。
- ▽提出先 2777-8691 日本郵便株式会社柏郵便局私書箱

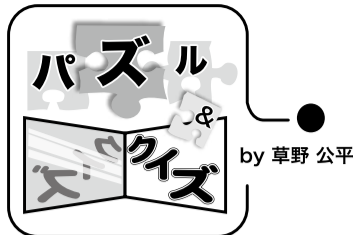
申請受付
3月11日
から

運行管理者国家試験対策テキスト
平成26年3月版
過去の問題の解説と実践模擬問題

【貨物自動車運送事業編】税込価格2,520円
お求めは東京都トラック協会各支部または下記まで

平成25年版
自動車六法
定価 5,775円(税込)

(株)輸送文研社 <柏林書房>
TEL.03-3861-0291(代) FAX.03-3861-0295



クロスワードパズル

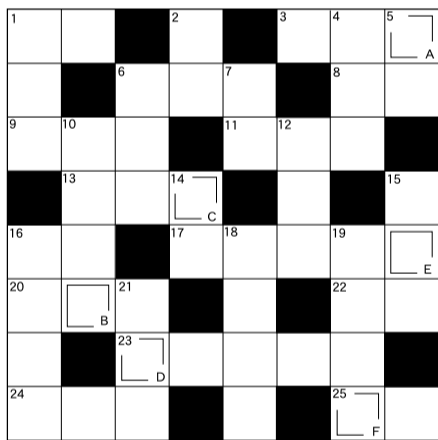
クロスワードを解いて、A~Fを順に読んでください。それが答えです。

タテのキー

- ① 冬季オリンピック開催地のソチがある国
- ② 動物の鋭い歯のこと
- ④ 才能を活用しないのは〇〇〇の持ち腐れ
- ⑤ 都道府県行政のトップ
- ⑥ ビジネスを日本語に直訳
- ⑦ 白石と黒石の陣取りゲーム
- ⑩ 人に聞かれないように、こっそりする〇〇〇話
- ⑫ シャンプーのあと、髪の毛の保護・手入れに使う液剤
- ⑭ 60歳は還暦、70歳は?
- ⑮ 防寒やおしゃれ用の長靴
- ⑯ 北斎や歌麿の描いた絵
- ⑰ 鳥肉や牛・豚などの内臓を串に刺して焼いたもの
- ⑲ テレビなどで活躍する芸能人
- ㉑ 受け継いだものを順々に渡していくこと。聖火〇〇〇

ヨコのキー

- ① 映画の野外撮影
- ③ 20歳のこと
- ⑥ 演劇のこと
- ⑧ 炊事・洗濯・掃除など家庭内の仕事
- ⑨ ウナギに似た海水魚で寿司にも使われる
- ⑪ アフリカに生息する類人猿で最大の動物
- ⑬ 両親の兄弟姉妹の子
- ⑯ 〇〇に引かれて善光寺詣り
- ⑰ 家具やピアノなどの下に付けた、方向が自由に変わる車輪
- ⑲ 道のりの長さ。長〇〇〇運転
- ㉒ 順に並ぶこと
- ㉓ 西洋料理店
- ㉔ 誤り、失策のこと
- ㉕ 佐渡島で繁殖させている国際保護鳥



A B C D E F

応募方法

官製はがきに、①答え②あなたの住所・郵便番号③会社名④氏名⑤年齢⑥本紙へのご意見・ご要望を明記し、お送りください。正解者の中から抽選で3名様は図書カード(1,000円分)をプレゼント。

- 宛先=〒160-0004 新宿区四谷3-1-8 (一社)東京都トラック協会 広報部「トラック時報」係
- 締め切り=2月末日 (正解は3月10日号に掲載)

☆ インターネットでご応募も可能です。
<http://www.totokyo.or.jp/>
 ☆ インターネット応募の場合、解答フォームをご利用ください。東ト協HPトップ「会員の方へ」をクリックし、次ページ右の「トラック時報パズル&クイズに応募」へ。

★1月10日号「初詣間違い探し」の正解は「14カ所」でした。



「砂女」降りかかる砂を避けて、家の中でも傘を差して食事。後藤まなみさんと荒牧大道さん

脱出の希望と、砂地獄の心地よさ

「砂女←→砂男」 日独 演出競演

演出の天野天街さん(左)とペーター・ゲスナーさん(右)



1962年に東ドイツで生まれたペーター・ゲスナーさんは、ライプツィヒ大学で学び、その後国立劇場で働いていた。ベルリンの壁崩壊の時は28歳だった。ドイツ語版『砂の女』を読んで、いつかはこの小説を舞台化したい、と思った。

2年後、ゲスナーさんは、ドイツ文学研究者の夫人が九州工業大学に招かれた機会に、娘と3人で来日した。日本文語はもちろんだが、英語も分からない。日本人の天野さんの脚色、演出に託した。

1962年に東ドイツで生まれたペーター・ゲスナーさんは、ライプツィヒ大学で学び、その後国立劇場で働いていた。ベルリンの壁崩壊の時は28歳だった。ドイツ語版『砂の女』を読んで、いつかはこの小説を舞台化したい、と思った。

2年後、ゲスナーさんは、ドイツ文学研究者の夫人が九州工業大学に招かれた機会に、娘と3人で来日した。日本文語はもちろんだが、英語も分からない。日本人の天野さんの脚色、演出に託した。

天野さんは、日本の演劇が最もパワフルだったアンゲラ演劇の時代にながる作家だという。そういえば、唐十郎の赤穂、寺山修司の天井棧敷、鈴木忠志の早稲田小劇場、そして野田秀樹の夢の遊眠社とは、テレビ由来の商業演劇しかお目にかかることができない。次のステージの可能性をゲスナーさんは期待したのだ。

★「砂女」「砂男」下北沢 ザ・スズナリ 2月11日まで上演



昆虫図鑑に名前を残すことを望んでいた。その希望はあつけない砂の壁に阻まれた。彼を閉じ込めたのは、村落共同体という絆と家庭のみだった。つまり人間の生存の不条理そのものである。

自分には旅人だ、とゲスナーさんはいう。そう、昆虫採集の男のように、希望を持った旅人だ。東ドイツという砂地獄を抜け出し、北九州という砂地獄に暮らし、今度は東京という名の巨大な砂地獄に居る。いま、滞日20年のままとめとして、かつてドイツで読んだ『砂の女』の上演に成功した。ゲスナーさんはスタツフや俳優と意見を交換しながら、ブラッシュアップして芝居をつくっていく。積極的な提案や演技を要求するから、演出家の言いなりに慣れた俳優には厳しい稽古となる。今回、プロデューサーとしてゲスナーさんが競演演出の相手に選んだのは、『少年王者館』の天野天街さんだ。ドイツの作家ホフマンの『砂男』を日本人の天野さんの脚色、演出に託した。

ふと眼にした天野さんの台本は、緻密で、精密機械の設計図のようだ。音と光のミリ単位の交叉が、奔放なファンタジーを生む。

さて『砂の女』の男はどうなったか。彼は同居の女性が子宮外妊娠で病院へ運ばれる機に、容易に脱出することができた。地域社会のためになるアイデアを完成させるためだった。

📷 オリジナル OM-DE-M1 M. スイコーデジタル12-50 ミリ F2.8

ポケット

この独演会になりました。地元言葉で話されるし、こちらの問いにもヒントが合っていないかたたりで、話の内容は半分くらいしか分かりませんでした。子供が4歳の畑を1反4畝に増やした自慢話や、親戚に貸した金をめぐる愚痴めいたようなものでした。

ほっと一息。歩き遍路の休憩所はオアシス

そうした休憩所にはノートが用意されていて、遍路さんが思いや感謝の気持ちを残しています。雨の日や足を痛めた時などは有難味が一入(ひとしお)です。地元の人たちの温かさを実感し、自然とお礼の気持ちをノートに書き込んでしましました。

おじさんはいきなり「こんなに探ってきた」と、両手に抱えたものを見せるのですが、何を探ってきたのか見当もつきません。「なんですか」「イタドリ(虎杖)」などと話をしているうちに、おじさんの独演会になりました。

お接待のための水、ポットのお湯、お茶やインスタントコーヒー、砂糖、ミルク、甘夏ミカンなどの果物が用意されているところもあります。また、トイレが設置されていたり、近くに利用できるような場所もあります。

香我美(高知県香南市)の休憩所で休んでいる時、突然、かなり年輩のおじさんが話しかけてきました。普通は「どこからですか」とか、「歩き(遍路)ですか」などということがあるはずですが、代わりで、そこらいろいろな話が始められます。

歩き遍路にとって、ヘンロ小屋やお遍路休憩所など、ひと休みできる場所は、オアシスのようなものです。四阿(あずまや)風、バス停待合所風、しっかりと建つ狭い山道の崖にせり出した小屋など、形や場所はまちまちです。

ちよっと一服



ルポライター 飛鳥井 恭司

た。歩き遍路にとって、ヘンロ小屋やお遍路休憩所など、ひと休みできる場所は、オアシスのようなものです。四阿(あずまや)風、バス停待合所風、しっかりと建つ狭い山道の崖にせり出した小屋など、形や場所はまちまちです。

目

人間がエネルギーを使うようになって、飛躍的に世界が変わった。例えば、イギリスの産業革命は石炭の利用で成立した。この石炭は世界的にもまだ健在し、統計によれば、エネルギー需要の4分の1を占めている。わが国でも発電のために石炭が燃料として使われており、全体の4分の1(平成19年実績)になる。最近原子力発電が問題になり、縮小も余儀ない雰囲気になってきた。◆さすがに自動車は石炭というわけにはいかないが、「脱石油」の勢いはとまらない。問題は省エネルギー、クリーン・エネルギーの実現である。◆安倍総理の施政方針演説は「これまでのエネルギー戦略をゼロベースで見直す」と述べているが、これは原子力だけの話ではないはずだ。

◆省エネルギーのための技術開発は著しい競争が行われており、自動車関連では、燃料電池自動車、ハイブリッド自動車、電気自動車などがある。またバイオマスからの代替燃料による自動車の実用化も、目途がつけ始めた。さらに高度道路交通システムの構築など、施策はつきない◆ともかく、省エネルギーは経営にもプラスだ。